

昭天瑞民商だより

昭天瑞民商民主商工会

名古屋市瑞穂区大喜新町2-4

TEL:052-889-6611

FAX:052-889-6610

愛知県でもまん延防止適用

全国的に感染が広がるコロナ・オミクロン株の影響から、愛知県でも一部地域を除き新型コロナウイルスのまん延防止措置の適用を国に要請しました。期間は1月21日(金)~2月13日(日)までの24日間。

対象エリアの飲食店には時短営業を要請。感染防止対策を講じた「(あいスタ)認証店」には営業時間を午後9時までとして酒を提供する場合に一日2.5万~7.5万円の支給を、午後8時までの営業として酒を提供しなければ3万~10万円の支給とします。「(あいスタ)非認証店」では酒類の提供を認めずに午後8時までの時短営業を求め、3万~10万の協力金を支給するという事です。要点をまとめると以下の4パターンになります。

- ①あいスタ認証店で酒類の提供をする(酒類の提供は8時まで)
→午後9時まで営業。一日2.5万~最大7.5万円の支給
- ②あいスタ認証店だが酒類の提供をしない
→午後8時まで営業。一日3万~最大10万円の支給
→午後9時まで営業。一日2.5万~最大7.5万円の支給
- ③あいスタ非認証店
→午後8時までの営業を求め、酒類の提供は認めない。
一日3万~最大10万円支給

お店としてどういう選択肢を選ぶかによって支給額・営業時間・酒類の提供の有無などが変わってきますので、よく考えて選択して下さい！

申告学習会のお知らせ

1月28日(金)の19時から民商事務所で申告学習会を開催します。
令和3年度の申告で変更になった点や、情勢などを学び支部・班に活かして欲しいと要望があり、開催することとしました。各支部の支部長及び役員、また、今回が初めての会員の方も是非参加を宜しくお願いします。

とき 1月28日(金) 19時から21時

ばしょ 民商事務所 ※参加される方は事前に民商までご連絡下さい

1月25日(火)は新春事務局交流会のため事務局両名とも不在となります。ご用の方は後日ご連絡下さい。よろしくお願い致します。